

納税猶予を申請しようとする土地に農業用倉庫等がある場合の取扱い

堺市農業委員会

農業用倉庫、農作業場の敷地等は、相続税（贈与税）の納税猶予の対象になりません。  
したがって、納税猶予を申請しようとする土地に耕作の目的に供されていない部分があるときは、当該敷地を除いた土地を求積した実測図が必要です。

以下は、図面等の作成例です。

特例適用農地

登記面積      納税猶予の対象面積

堺市〇区〇〇町〇丁〇番      田      800㎡のうち704㎡

求積図面

40m

20m

12m

8m

28m

12m

道路

田

農業用倉庫

相続税特例適用農地 求積計算式

ア  $28\text{m} \times 20\text{m} = 560\text{m}^2$

イ  $12\text{m} \times 12\text{m} = 144\text{m}^2$       ア+イ =  $704\text{m}^2$

図面作成日      令和      年      月      日

申請者が記名押印  
作成者が他者であれば、両者記名押印

上記図面のとおり相違ありません

住所

氏名

印